

## 災害時における緊急輸送業務等に関する協定の締結について

### 1. 趣旨

災害時における緊急輸送業務の物資や人員の輸送手段を確保するため、区内に所在地がある個人タクシー協会(4団体)と「災害時における緊急輸送業務等に関する協定」を締結する。

### 2. 協定締結内容等

#### (1) 協定締結相手方

- ① 東京都中野区沼袋二丁目33番12号  
(一社) 東京都旅客個人タクシー
- ② 東京都中野区弥生町一丁目50番10号  
日個連東京都営業協同組合 新中野支部  
新中野個人タクシー協同組合
- ③ 東京都中野区南台五丁目26番15号  
東京都個人タクシー協同組合 中野支部
- ④ 東京都中野区江古田一丁目40番20号  
東京都個人タクシー協同組合 野方支部

#### (2) 協定内容

- ① 区内に所在地がある個人タクシー協会の業務無線を活用した中野区の災害情報の提供
- ② 中野区が指定した施設等への災害時要配慮者等の輸送
- ③ 中野区の職員及び中野区の要請に基づき、応急対策業務に従事する者の輸送
- ④ 中野区が特に必要と認めた区民等又は物資の輸送

### 3. 協定締結日

防災対策調査特別委員会報告後、協定締結相手方と日程調整し決定する。